

(特定大規模開発事業以外の開発事業用)

## 開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する説明を受ける住民の皆さんへ

- ・ 開発事業を計画する事業者の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の進捗状況、説明を受ける手続き
- ・ 地域まちづくり計画及びまちづくり条例等に関する開発事業

“特定大規模開発事業”と”特定大規模開発事業以外の開発事業用”とに分かれていますので注意してください。手続きフローや裏面内容が異なります。開発事業の種類に合わせて、適宜使用願います。

本資料を配布する時には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関しても丁寧に説明をお願いいたします。

### 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを促進することにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。

